

工部省人日見案

福徳園何吉利國皇族末國爲大統順事親
三行遠而年難降修補力一歳中年月廿五
お通をいふに級別紙一通を好むなり何
七歳まで通及持をて案にふるべきなり

五〇

明治十二年二月四日

田中勝三郎

五十四

田中勝三郎

六十三

別布工部省自由由利金心外一名中小
阪銀山支行提利る遊方新ノ方方有
ノ招つてある事柄何れに申請し趣き更
り部会より決するに非ざる事柄何れに
諸事利子山昇入り失し儀三事案不
同に已済る旨の通し書ありおありの如き大

明治十二年二月四日

文

梅の国仲有義也

の終る果

何より終る果金より五回五積
る多きる活山雲と代を、増殖と十年
成るる果金増殖と十年と増殖
と終る果金増殖と十年と増殖

ち終る果金増殖と十年と増殖

別帝干部者毎何由利公正の石中木
政給山行後利子増殖と十年と増殖
と終る果金増殖と十年と増殖

調査局

田口乾三

明治三十二年二月

調査局

調査局

別紙七宛省の由一十二年分計社連費
と歳十年分計定額と自り協賛料と
押除と金金と括包府知と金と歳
付と歳と也